伊名家法

地方傳書 全

特1
2003
秩入

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003
ガラス使用

上 五川 廣中野
西川氏家庫
上 五川 廣中野

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003
ガラス使用

伊奈家法

地方傳記目錄

一 村目ゟ之事
二 入鉢之前ゟ出作之事
三 地蔵書請之事
四 捨地并捨地縁目之事
五 石盤堰ゟ之事
六 捨目ゟ仕掛之事
七 林之仕立之事

白井氏藏書

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号　特1-2003
ガラス使用

特1 ー2003

十四ノ二 一 家持之事

十四ノ三 一 屋敷持之事

十四ノ四 一 田畑神仏之事

十四ノ五 一 田植之事

十四ノ六 一 女人組帳前書

十四ノ七 一 笠人書九ヶ條

八 九 十 十一 十二 十三 十四

國請之以上引渡之事

以後日可定規笠人書等之事

左之段渡笠并一百姓一千姓事

知行請之并一千姓等之事

御村請之以右之百姓一千姓諸役之事

知行引渡之後求笠一箇渡書面之事

諸百姓捉取之事

組

十四ノ一 一 身持之事

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003

ガラス使用

一

地方御傳記村目人分

始る人御世々先々之所々地形の高下に心を付ゆき
あり其高川上と川下高地形の高下知るべし
こゝ外行水以下のせるまゝ其所付数まゝ
仕立しとも地に本道の行水を堆通し
東高西下き地ハ里稲沼縦之西高東縦き地ハ
晩稲沼縦之北高南縦き地ハ土最あり南高
北縦き地ハ常に水縦あるもなし
用水雲悪水の吐口ハ目出所るもと土地やしよせる

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003
ガラス使用

一 右の躰ニ善悪有之所付并ニ沼田の田地ニても
其ニ深浅有之ニ付て地の違ひ有之たるハ違ひ有
なし 仮令平居地より水掛り能きハ能地なり
なし てハ 悪き所ニ 能き所も有之
一 又云深沼田ハ悪き所ニ上所より能き所も有之
小石交り門斬
一 又云小石交り上田之儀ハ二三日ニ文字ト
田ハ稲ハ十日ニ而 四月十日過ぬ以上之上旬ハ苗ハ早稲
是ハ其地ニ多数ニ而 味右又石交り其土ニ稲
其ニして日ニ重ぐに中之苗の苗ハ植并ニ其
中旬ハ文石交りと云田ハ合せ渡也
不深きて不日ニ至中稲生え
石交りの地ハ其苗の根ハし
一 白土ハ上田成り并ニ苗ハ又植え稲ハ日ニ
ちの川ハ水ニ地ニ行き候ハ水の根
一 多数ニ而御云 味右衛
一 五月ハ 有所ハ上田ニ一切の事
味生して時ニ多数之白練行事

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

[illegible]

一 言何拔石

人数何拔人

何右衛

何右衛

[illegible]

[illegible]

男子

[illegible]

同

娘

[illegible]

[illegible]

同

[illegible]

[illegible]

右外娘[illegible]人何[illegible]

[illegible]人何[illegible]

馬[illegible]

牛[illegible]

家[illegible]内[illegible]

木 蜜拝 [illegible]

蒲菊 [illegible]

右[illegible]道明[illegible]諸[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

一 捨貝之鉛の間ハ無論を大合其来の物とも能穂を
之欲実入能りんもの者ハ如何ハ自論之ハ無論之ハ
外田を貝人百ニハ稲のほとこれ美ハ上作之少きハ不作
ゆり外採平として弄鑑康物其上作之世帯に
田人無貝人ハ何ニ何程何封之道ハ稲一採其来
何本論之ハ何人之不ニハ戦採稲採之
皆是ハ右之間とも引論る物ニ如ハ其道之
法事之如何稲の穂ハ其ハ一穂ハ
物之所ニ付属し

一 採捨貝之部 国中田ニ隣有之三割論之実
入無之者田ニ有之三割ニ引之又不如其ニ耕
とし其割之ハ物を増事とも有之
一 物ニ取ニ有之海浦ハ上作之海ハ不作之
稲其来随事ハ何ニハ上作之無事ハ何ニハ
其来ハ其ハ如きハ云之ニ其ニ也有之
一 其年左衛門来進ハ物ハ来之ニ毎年
来進ハ物ハ其ハ軍封之例ハ物ハ少も来進之
之ハ無之所ニ之ハ無之ニ採捨貝人ニ其年来

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

又小路人入会ることを知れるに言ふ義者の村方田
換場なるに拾ち年に関は三四年にて不作せり
此村方は五百ヶ所にして一ヶ所の掛り如何と
とても国郡なるから万姓を遂るに拾ち到る
国にて有る利地民代なるに数年仕置当て
万姓不破しとて無成能物なるに其内拾ちも
うち老とて立てり
一 宮方二三里二十里詰の所は他国に有る
古蓋地山田勿論小田細なるの雑穀実入

無間地田は野老（トコロ）蕎（イモ）蕎（セラカ）蓑（ミヤカ）荷（ツキ）蕗（コニ）蒻（ニヤク）牛房（ゴボウ）葱（ネキ）を拾て数ヶ所に夫食の多
見えて諸国に見えず全く小の芝地也
大分の於りとも他国に維一日二日路満たり
其ちを迫る事ハ又数年の有る也
一 関東の地民は其車の田は常の苗を他に入
れ乃石ヶ苗かしげ云日当る者も其果然也
小総布川村と云所に入の物ハ故に有る
東平当る物はやうに其あの此か始る志るまで

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

新しき高麗極ひ揚る事無き高麗半穫ハ[illegible]事
何事ハ品ニ高ク出ハ[illegible]一般其出所の力ハ
無しとて[illegible]者ハ[illegible]事ニ[illegible]
何者ハ[illegible]慶長[illegible]事ニ又[illegible]の船
破損[illegible]ハ[illegible]事[illegible]其
[illegible]ハ[illegible]事[illegible]破損船の
[illegible]法　御[illegible]書[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三　地[illegible]

一　[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　其前[illegible]用水の[illegible]

井堀ハ城又惡ハ仕りて年々水損の地なるハ
見るゝ或ハ惡ハ故落し堀ハ或ハ川深堀
ハ普請にてなるゝ取案
堰しき井ハ夜ハ水川ハ堀ハ城ハ
門を伏れの日ハ時ハ戸ハ通る為ハ水
川ハ堀ハ堀口ニ掛ニ云ハ袖屋口と云
瀦井ハ惡ハ落堀を堀ニ云ハ水川の
ハ深を以て是を法とし落し堀を付
て惡ハ故落きハ堀切る事なし又水

いりて水損なる水ハ破損しきハ
堀川深惡ハ弱き玉ハ出し堀を寝しかしの
鼻川ハ欲きてハ破損繁し又川ハ
欲てハ出しの根深しく井板ハ大方玉ニ築
たるゝ吉作ハ法ハ法ハ口傳なる
川ハ流る用水ハ口ニ口傳なる不川なとなて
年々ハ此の節 瀦ハ用ハ掛ハ惡る事
何ハ井板ハ川口を附ハ堀口の面ニ用ハ
ゆるゝ

一 川深堀ハ其の堤丈夫にて出水の用切り無之筈
可見合也弱キ所ハ上置根保付普
請のものなるへし

一 用水ハ其苗代より百姓耕作之井堰之養水
なれハ堀切り候事ハ能々掛り所の節
第一之儀ニ候ハ論ニ不及事なれハ堤を切止メし置
事ハ請負之者共之勝手ニ寄る者
ゆへ其論之者ニて一村の為に一段之事ニ付
隣の村之障り無之事ニ候得ハ其所之了簡ニ任せ

御普請水吐石垣なと並ニハ一ツ之要所也
堰普請之儀等令吟味有之事

一 川筋堀之事ハ堀口より村地形之高下を能
川筋をよく見届ケ堀口の其所ハ其

一 清水の細流れハ必川筋を見立て地形の
低き所へ出る所の時ハ河水ニ而て水抜有り

一 川之瀬築切之事ハ其川筋堀口迄能く見 川の
水中之為築切能々し築切の所ハ能々見川ニ
有之候故築ては水先の出る所もし又損所ハ能々見合へし

一　堰築様ハ牽川を深く切て底より水をみせて
しかして上ニ蛇籠堰と云堰の前を切ハ其かたの岸を切
出しハ遠く流を切能く水を揚てあり
一　堰の底を切り芝を堀り其上に土を置て石を組ハ又ハ石垣
をこしらへ水気一寸之差違ても二寸三寸ハ行ものなり
堀貫ハ地かたの所を抜て扨ハ押を押込ミ埋ル也
一　走り行の押縁の法則ハ地を百一杭を打て八
分目にぬきとりて能々法をうつ事也
一　新規堀口の底抜切ハ故実行も有之事ハ五寸四方之土台
堀口の抜穴ハ芝の間より埋め土を置て
是ハ其上堀口ハ水際より三尺余も絡て置
後ハ上下共に川筋の所の抜ぎ抑へ
一　先年行の事ニ御座候て石を積み上下を工夫
抜け道ハ悪し押ハ抜ハ杭を打て左右へ
繋ぎ並べ置きて石を積み行もの也
一　古き行ハまことに延なる高サ又ハ
揚る水ハ築様ハ数年を経て川にて流失
無くては悪しく出る事之其所堤打立候

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003
ガラス使用

人の眼を変し二三之一方事 指の隙無し
又舊法物別紙江り一日に何人合何程来
下陣を弁へ難き時は一ツ揚歳入前ゟ達有
次第に日頃は如此の勝負あまたに拘ふも人数ゟ
舊法を見日見ゆる事無し

広 壱天三方 拘廿日後
石 壱天三方 拘廿五日
水 壱天三方 廿五三日
雷石 壱天三方 三十廿日後

米 壱升 三百三拾六匁

一 右舊法別に山手法は要細不管無之候也
熱川藻舊法は拘本は舊家衆行無之候ヶ
拾ゟ数多事に行ふ事ゟ 御以御様ゟ
地取拘ゟ如之し 扶持米は半復ゟ下ゟ故

一 舊法に事は程稠して一事付其所に行ふ事
如是ゟ百姓御油行日数を送耕作ゟ場を
諸事貴家し 只ゟ[illegible]
舊法に事行ゟ 一事ゟ[illegible]

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

一 吉谷水方所にハ古高夏の地能持候
天水にて飢饉ハ十四分畢損ハ方にて水損ハ
世にて損ハ水用にて地雪清ハ池所如くなき
事なり

四 捻地ニ事

一 高竿の長サ三丈或ハ人ニ当て六人ニ目
切置ベし匹通ニ中代者の竿の長ハ
口ニ用ニ可捻候

一 田畑ハ何地ニ形ニ而も損と四三と二竿と打

但四三ハ先ニ打せ三後中縫を十文字ニ如此
又打ハ是ハ二竿ハ如此ハ四三損の如ニ三方
斗ニ七方ニ成りて増ハ何方と水腰ニ出事ハ方ニ
又縫ニて打ハ方竹縫ニ可捻候

一 山畑の捻地ハ出ニ打ハ前頃多ハ有りに
打て居ハ又山田なと見分斗て前を積事相
ゆへ大きに相違ニ有ニ但地の三市下ハ方ニ有ニ
縫打ハ前仕事何しハ是ハ見着偏頗有ニ
私欲ハ有ニ其所ニ縫ニ居ニ若ニ若廣ニ

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

一 田畑の捨地を大形なる所にて外の捨地を
徴納の事を積る時は捨別して筆法を規矩
のうちに委細かゝ其事を書し

捨地條目

一 捨地を百姓の所解濫沢し庭にて別して遠
中に其人の大目の所要を田畑市中の御場
或は百姓出目にて其所の者に大目なく
見て法事を許す事なり此種の弱くもうち
この事

一 田畑市中の位付事一ニ於ては甲乙を付其外
此に師事を申に許三ツ相見せの位付候法ハ
山方師方の村方相違の地方を考し相算に悪水
無引果損出損出納の揃事を考位付
この許す間しき事

但田畑評付位付之師相違之所相違之事

一 上郷中の分地田を無恵事不限農業
之所に候理なるを定田畑方通不見て暫止草間の
場揃事を大合を合無甲乙地の事を考事

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号　特1-2003
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

今度御接地府村中一畝之内田畑貨幣
源者有之哉之旨也畢之所有拾者拾生之
田畑屋敷之訂村給者惠中者之令可給繼備
訂年已之不貨物之人有貨物之諸返事後取所
貨地流之旨給者惠分之所有之度者
惟之御給惠名也貨物不及月之日之御
世貨地府如此之所之令御沙御沼中之事
為御月名之延所加判御文者之事仍如件
年号月日
伊村地方

訂右馬
繼誰
口部 誰
名之 誰

惠閣之者貴分取證文
若之中一枚之千年

今度御鑑於府我事之惠閣給之人令
所如其司原事就之給事也願之御
中在地所之後先年也鑑陳之不住通

[illegible]

一 御服を備り家中其三百姓共名代之人等
地法仕候人々かゝ如き御遠之事

一 御鑓者之門給帖如後出候分如織之中
并門前御家之服分如義給帖之事
[illegible]

[illegible]

一 何官社所開發之御初何拾何年以前何地
[illegible]別當[illegible]
[illegible]別當[illegible]
[illegible]

年号月日

何某殿

筆頭 誰

奉者 誰

一

今度御検地出来候間、
中略
出来候はゞ、
中略
御検地出来候ハヽ、

紀伊守殿

出来候はゞ、
中略
出来候ハヽ、
（ママ）

紀伊守殿

一

今度御検地出来候間、
中略
出来候ハヽ、

中務大輔殿

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003
ガラス使用

一

[illegible]

一

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003　ガラス使用

一

増減ニ[illegible]

根[illegible]右同所捨年平均[illegible]

[illegible]右ニ平均九合[illegible]

五合[illegible]五合[illegible]

[illegible]

[illegible]

六 捨[illegible]事

一

支[illegible]

中[illegible]

一

[illegible]

上田[illegible]上毛[illegible]

町[illegible]

出[illegible]

耕地[illegible]十[illegible]

一[illegible]毛[illegible]一[illegible]

内上田[illegible]上毛[illegible]

[illegible]大[illegible]

小[illegible]

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003　ガラス使用

地切ニ見合当り付除地ニ致し又何村ゟ何村ハ
同前を除き何村々ハ若干ゟ高見捨毛延
取ニ致し候事也　上毛延何ヶ村中毛延何ヶ村
下毛延何ヶ村と見当を以伺帳ニ記し差出候事

右毛延之善悪并延之

一 高貫三斗五升 反別壱反 別五合刈 以上合壱斗
上田六拾之高ニ候へハ 合毛延之外 右田方検見立
合ヶ坪合 五合刈 一束ニ付 籾何升 右ニ
五合也 挽米何升 但籾壱升ニ付 挽米何合

一 二割五合挽米五合 但壱合六合 壱ヶ村ニ反米平均
石盛何ヶ除地 何村ハ何毛延 何村々何毛延
之免ニ取箇園検見ニて見取 又毛延何村見当取候
村ニて高盛有之村々反別ニ何分取箇園
歩下り候 又畢挽米挽弐ハ壱升半毛
年八升ニて是ハ取毛延耕地ニ反別田
之見取之記し田毎ニ三ヶ年取毛を救
毎年見取ニ付刈何合程ニて付
坪刈壱合見合高壱升見合坪根

雑の手鑑の捷の人多きを深く了し理解之上ニて
右等の手本之頭之事等能く勘弁いたし吟味可致
立り見抜出来候事能年ニハ干減捷之方
減も出来可申候

干減捷之法之事

一 弐合〆三合（四日分）　干減（早捷弐合 水捷弐合五夕）　捷早合　三歩（七厘三毛 三厘）
一 三合六七夕（四合四夕）　同（早捷五合五夕 水捷弐合）　捷早合五夕　三歩五（三厘六毛）
一 四合五夕（五合余）　同（早捷八夕 水捷三合）　捷合　三歩（四厘六毛）

右之通之躰之中等年の年ハ八分六分も籾を百姓

国元郡村ニおゐて陸之の多き事ニ候

七

林法之事

一 野山の広き所ハ先ツ蓄積之為ニ雑木
行並なと植置候て薪の為ニ植木
中等植持木の林を法之ニ致し候様ニ致し事ニ候
一 百姓持山ハ其之業刈場も其村方百姓の
道具事之事ハ百姓の勝手ニて致し候様ニいたし
野山之進も有之候ハ能キ村方ニて申付候
一 古木林之分ハ其所山地次第ニ代り木を百姓ニ申付

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003　ガラス使用

一 諸木寄生して三年目に捷立ちに胜其月を
荒地に至候捷立ハ長ケ一生して新くハ一代給
たる諸ゟ又ハ地越うなりひ返し捷ハ
多く付くなり長ツ

一 賀ゟ多い里ハ一生而なるし此近急に松林
多し常にハ松葉をとれて其所に用ひ秋
有之其村との童子松葉をとれり
彼生不知て賀人ハ江戸の商人ハ生て賀て太
村ゟ賣如凡一秋に今ニ言葉論に

賣而ゟ松林ハ其所の張なりしを云
事ハ此地ハ地方支配ニ役人ハ諸事
二字ハ付く勘解のみなり

一 百姓大小其ハ屋敷ニ竹をゆ掛ハ百事ニ用
事ハ少し事ハ少し宛ハ
藪をとらせ屋敷事ハ但三屋敷乃
西北方ニ於ハ西北を完ハ
其深しく多く寝て地面狭き故ニ草也
能室ゆるし又西北を明て東南方寒ニ

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003　ガラス使用

の所を振かけて未婚し種を知れ[illegible]
如程能犯し[illegible]
お直のこゝかしを[illegible]
篠田小柵に座胡[illegible]
[illegible]
[illegible]

八 國請[illegible]
[illegible]

國[illegible]

[illegible]
[illegible]
年々百姓[illegible]年貢納[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
國中[illegible]
[illegible]
今限洞山[illegible]

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

一 魚鳥神佐鉄数を以て御之数を御
以成一つ年々事
一 地頭に年貢の代りに何を納成一つ年々事
一 米大豆相場の事
一 地頭立山のことゝ村々へ今も郡に山行
村々へ出し成て年々事
一 秣場村々のことゝ成一つ年々事
百姓之事付賞ん
一 家川腰段人命腰之事
一 五人組腰之事付事
一 村々に在る姓ハ水吉の姓ハ水吉
ハ水数一つ年々事
一 村々に在る陰腕のことゝ性面にて今
お遠ハ故をとけし事是ハ腰のことゝ
陰の事源事

十一 和行諸侯御事

一 和行諸侯ニ村々年々にて先ハ家ニ
對面して此地頭の事ハ成ハ此代の

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

十二

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003
ガラス使用

十三

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

一 水帳 一 村絵図 一 郷村帳
一 壱人所 是ハ村之分 一 前事之割付之事
先請取人合出合申之村絵図之儀村境水
林の場之新田場秣場之委細之引渡勿
論右渡り性面来所之書其外ハ今度
屋舗何ヲ余何ヲ之の義之ヲ郷林
何ヲ亦秣場ハ入合ヲ而何ヲ村出入申候諸
請場ハ入余ヲ何ヲ村之出合人臣之儀ハ
御料所之時ハ何ヲ村出合申候引渡

可申時分一四書之隙ヲ相渡ヲ申 其方ヲ
右ヲ見ヲ之通ヲ一ヲ書ヲ載ヲ見ヲ書之通
雇請之儀ハ其書ヲ為ヲ隙ヲ付ヲ之事
御證文之通ヲ何村之ヲ過之事ハ遠出引渡
請取申候ヲ又別紙之證文之事
給ヲ書面来引渡来候ヲ村境書内
為見之ヲ申候勿論御林之場ハ今度ヲ
ヲ之ヲ場書内之隙ヲ事
郷村ヲ屋敷ハ出入年ヲ分ヲ義ヲ以て何ヲ

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003
ガラス使用

本途之事　　　　　平均取定様之事

一 田畑ハ田方銭畑方銭と名付田方高
畑方高と村々ニ而其証文済世帯ニ而指引書付ニ候
又田方合畑方高と田畑惣合計高ニ而
高附指出状遣候　名主ニ而帳面控帳
考ニ相当ニ而記高帳方ニ而上ニ五ケ月ニ当事

一 田畑共ニ地頭ニ而高合ニ相成候上検地之定法
上帝ニ而後付ニ而指出候分之但書ニ而相究

一 之附有間之帳面但し帳付書付ニ本定法ニ
上中下之年ニ而附も田方畑方之者ニ而分割帳
無之候ニ付出候事も右同断三割増ニ載之
取ニ而分割ニ而右之ハ一割半ニ而遣し候相定
大小之村々ニ而も地ニ而考之

一 反別ニ而高相極ニ而本帳之上ニ而検地之定法ニ而相済ニ而
合せ候本之通上田之反別ニ而高ニ而割合相成
同断ニ而上之田畑と割ニ而相定之中下
田畑ハ本之通

十四

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003　ガラス使用

諸役勤中人ニ無之者有之趣ニ候文
屋敷之ニ見届候ニ而有之者を御免ニ無之有之
ハ夫々百姓役ハ其村ニ而其者ハ甚之ニ而有之
合点之者ハ其者ニ候ニ付候間之之候事

卅一 一 手持之事

子供ニ持無之者ハ至而難渋無之ニ付ニ而ハ十兵之人ニ致
又蔵人ニ預ケ置て相譲りて之候之心
掛り持候ハ大勢之者共を抱置候迄置所ニ
而相見候内之所割合之人ニ相て地之

田之屋敷之ハ人ニ而も候様々ニ候ハ候今中ニ
增減致し至ニ候ハ男女之数を見積合
而其高之内ニ而其七数之人ニ而候
ハ又前ニ高之地之屋敷ニ人ニ而候ハ人石
腰ニ而候間相極之抱置國候見合
不及国之数ニ而其外無候之様ニ
田相屋敷之地之ニ而其其人ニ
掛屋ニ一数其之持ニ而一郷ニ
ニ而候文

細をもとめ百姓は親起して茅刈かり雨
深けれは回かくり空晴は細よかより日暮に八
簾掛て日を洗ひ掛二之の為へ入菌を
送り出し出は曲屋里を縫ひ麦を春秋なよ
なまじ屋は川出は扱儀を詣る席を織
縫をなし機を織り一日の晴天なる時を
一年の晴天と如事能く心得

十四二 家持事

一 家はこうひをもつ為中相持候ゆへ其外

ハ為深時は家の内ニ器ニ為しを設ル家
雑穀を積置ニ而を第二とし其外ハ
食ニ有ニ而俗為ニ

一 厩の年中の菌を俗り出すを不ニ当る菌ハ
ちを厩ニ移さる程ニ不入る厩の後ニ溜桶哉
御厩より滴ハ外ハ溜一し

一 菌屋ハ水之を溜ニ而菌屋を拵ニ而又今
拵ニ菌を積置ニ而田畑の分量ニ有し
其一年ハ俗ニ之ニ為ニ押ニ入ル時

一 菌の調ひ土に入稲中ゆるく
不動出入ゆるく戸口を捕を流し中縄を渦ほ其
清ひ水を渦てし 有夏なりしの土にて
穴を掘濟を流し水を渦ほ菌を
出し出事抔の時節ゆるく用ゆる事を説

一 十四三 屋浦掉場に事

屋敷は東南の暖事を清し出西を塞ほ場に
渦てし東西には穴を掘き小樓原植藤先に
をかき又今出諸郡は伊ハ里方ハ沿ふ小

一 郡に切れ点の諸ほ土を植御數を説し藤
等にをかき開出及時ゆる新の足しに渦し
菌に欲うしつゝ事

一 屋は可成諸南を請ふ高麗に渦し名臣
を付重ほ高數をこすなし時も御更
手当の助成かるまゝ高數にて出ける代
贅に出能て立て事

一 十四四 田稲耕織に事

土耕織笠耘秋納に陰時なる前にて

風しあれば入ること時節なる上地の晩
稲を植ゆ不地より不稲を植也ハ必ず多数
のゝ人稲也とも國の言ゝ暖ゝ日ゝ時植の時
節不同さあり其ゝ心ゝ諸ゝ稲ゝ遅
出ゝ言ゝ也ゝ其ゝ所ゝ其ゝ人ゝ能ゝ其ゝ者
合能ゝ耕作ゝ時ゝ宮ゝ人ゝ能ゝ切ゝ中ゝ後
所ゝ國ゝ能ゝ人ゝ早ゝ也ゝ法ゝ時ゝ節ゝ而ゝ遠ゝ植ゝ若ゝ高ゝ所

春（三月 節の中）（七月 彼岸）

夏（三月 七月 節の中）

秋（三秋 節七月 二十日 彼岸 中）

冬（冬至 大寒 中 七月 小寒）

蒔ゝ所ゝ之ゝ尽ゝして田稲ゝ之ゝ如ひ稲の能ゝ切り
種ゝ之ゝ如ゝ如ゝ早稲中稲晩稲稲雑穀の作入
第ゝ種ゝ作ゝ法ゝ人ゝ事ゝ遅ゝ事ゝ之ゝ植ゝ之ゝ事ゝ付ゝ
作ゝ合ゝ時ゝ節ゝ遠ゝ事ゝ なりとも能ゝ切ゝ事
第ゝ種ゝ作ゝ石ゝ事ゝ成ゝ相ゝ作ゝ如ゝ其ゝ所ゝ事ゝ之ゝ時
是ゝ之ゝ養ゝ事ゝ所ゝ得ハ根ゝ入ゝ事ゝ田ゝ損ゝ損ゝ
重ゝ事ゝ

一 [illegible]

一 [illegible]

十四五 田[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003　　ガラス使用

一

並し捕の價をとらせ[illegible]
辨[illegible]の[illegible]を[illegible]て大風雨早損根打出
付[illegible]ハ[illegible]大風雨ハ人力を以て防[illegible]
世[illegible]其門水雨ハ稀[illegible]風ハ[illegible]を[illegible]
之風[illegible]を遣し[illegible]を[illegible]
合州[illegible]事[illegible]
十分を[illegible]風水[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

早損水損[illegible]事　天[illegible]
[illegible]ハ人力を以て防事[illegible]水損[illegible]
大水の風を[illegible]水[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]

一 家を持人馬を拖るに用る日夫婦の外親中
なりしこそ不仕拘四ツ也

一 山林 薪一次屋作り堰川深く入

一 藪 こかひ屋作り地籠草刈籠ニ拖
掃のたゝのもの也

一 師 秣こやし刈也

一 菓 ゝ

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003　　ガラス使用

由事平常事業
別紙報者之外人能ク別紙事業
ヲ為ス者ニ付テハ別紙ノ外ニ
右人数合行掛ノ
内別紙報ノ
為数合ノ定

十七 賞

重傷例者ニ賞ノ

重傷ニ付テハ別紙ノ
報ノ為ニ
病死者ニ当報ノ
ヲ報ノ
実地ニ
ヲ為ス

報酬ハ別紙ノ
第十六条ニ
依ル
ヲ為ス事

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』 請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

特1
2003

天保十五年辰八月

西川義方藏書

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊名家法地方伝記』　請求記号 特1-2003
ガラス使用